

長寿(後期高齢者)医療制度に加入している皆さま、どうぞご利用ください。

## 人間ドック・脳ドック助成のお知らせ

長寿(後期高齢者)医療制度に加入している方の健康増進および健康維持のために人間ドック・脳ドックについて費用の助成を行っていますので、ご利用ください。

- 対象＝長寿(後期高齢者)医療制度加入者
- 利用券申請に必要なもの＝後期高齢者医療被保険者証、印鑑(スタンプ印は除く)、契約医療機関からの通知書
- 利用回数＝利用券を申請し、人間ドックまたは脳ドックを受診した被保険者に対して同年度内に1回のみ助成します(ただし、両方はできません)。

予約から検査までの手順
①下記表内から検査する医療機関を選び、そこに電話などで人間ドックの予約をします。
↓
②次に本庁国保介護課または各支所市民生活課で利用券の申請をします。
↓
③利用当日、医療機関に利用券を提出します。

種類	医療機関名	電話番号	検査料	補助金	自己負担金
人間ドック (1日)	川内市医師会立市民病院	0996(22)1111	36,750円	25,000円	11,750円
	済生会川内病院	0996(23)5221			
	薩摩郡医師会病院	0996(53)0326			
	鹿児島県厚生農業協同組合連合会	099(256)1133			
	鹿児島県民総合保健センター	099(220)2332			
	里診療所	09969(3)2023			
	下甕手打診療所	09969(7)0031			
人間ドック 女性・婦人コース (1日)	済生会川内病院	0996(23)5221	45,250円	30,000円	15,250円
	鹿児島県厚生農業協同組合連合会	099(256)1133	50,450円		20,450円
	鹿児島県民総合保健センター	099(220)2332	46,042円		16,042円
人間ドック (2日)	済生会川内病院	0996(23)5221	63,000円	40,000円	23,000円
	鹿児島県民総合保健センター	099(220)2332			
脳ドック	川内市医師会立市民病院	0996(22)1111	36,750円	28,000円	8,750円
	いちき串木野市医師会立脳神経外科センター	0996(32)9999			

## 温泉保養のご案内

長寿(後期高齢者)医療制度に加入している方について、温泉保養制度もあります。

- 対象者＝長寿(後期高齢者)医療制度加入者
- 利用券申請に必要なもの＝後期高齢者医療被保険者証、印鑑(スタンプ印は除く)
- 内容＝温泉保養補助金を2泊3日以上宿泊する方に、1日当たり1,000円(最高1万円まで)を同年度内に1回補助します。

予約から検査までの手順
①下記表内から利用する温泉保養所を選び、そこに電話などで宿泊の予約をします(2泊3日以上)。
↓
②次に本庁国保介護課または各支所市民生活課窓口で利用券の申請をします。
↓
③利用当日、温泉保養所に利用券を提出して宿泊します。

## 温泉保養所一覧

温泉名	保養施設名	電話番号	温泉名	保養施設名	電話番号
川内高城温泉	竹屋	0996(28)0015	市比野温泉	みなと屋	0996(38)0118
	双葉旅館	0996(28)0018		久木田温泉宿	0996(38)0837
	梅屋	0996(28)0016		松葉荘	0996(38)0114
	喜久屋	0996(28)0017		紫月荘	0996(38)1234
	ホテルマル善	0996(28)0062		丸山温泉	0996(38)1589
			入来温泉	諏訪温泉	0996(44)3472

# 長寿(後期高齢者)医療保険料の年金天引きについて

### 4月から保険料が年金から天引きされる方(特別徴収対象者)

- ①本年2月に年金からの天引きがあった方  
(2月と同じ金額が年金から天引きされます)
- ②平成20年4月1日から10月1日の間に、75歳年齢到達などの異動があった方で、年金受給額が次の要件を満たす方
  - 要件＝年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料と長寿(後期高齢者)医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えない方
  - \*二つ以上の年金を受給されている方は、優先順位の高い年金が、天引きの対象になります。
  - \*平成19年中の所得を基に天引き額を仮算定します。
  - \*希望により、『年金天引き』から『口座振替』での納付に変更することもできます(変更方法については、4月に送付した対象者への通知書に記載してあります)。

### 保険料が年金天引きされない方(普通徴収対象者)

- ①本年2月に年金からの天引きがなかった方  
(上記特別徴収対象者の②に該当する方を除きます)
- ②平成21年2月2日までに、本庁国保介護課または各支所に納付方法の変更を申し出た方
- ③年金受給額が年金天引きの要件を満たさない方

普通徴収納付には次の方法があります。

1. 本年7月に送付される予定の賦課決定通知書に同封してある納付書で、各金融機関窓口で納付
2. 各納期月に通帳からの引き落としで納付  
\*平成20年4月以降に長寿(後期高齢者)医療保険料の口座振替の申し込みをしている方のみ

8・9ページに関するお問い合わせは

本庁2階14番窓口 国保介護課高齢者医療グループ(内線2632・2633)および各支所市民生活課